

愛知県教育委員会教育長 殿



2017年12月11日

愛知県教委が2017.10.12付で行った尾張教育事務所職員に  
対する処分事実に関して再度精査すること等を求める請願

住 所 [REDACTED]  
氏 名 井 上 満 [REDACTED]

### 1. 請願趣旨

- (1) 愛知県教委は、2017.10.12付で、尾張教育事務所職員の処分を行った。
- (2) 右処分については、尾張教育事務所長が県教委教育長宛提出した非違行為報告書が、そのベースになっている。
- (3) 非違行為報告書には、当該職員による「業務妨害（業務書類破棄）」（発生日時等 平成29年1月16日（月）午前8時48分頃）の記載がある。内容は、当該職員が、公文書をシュレッダーにより破棄したというものである。  
ところが、処分決定のための県教委人事考查委員会（会長後藤由紀夫）に提出された『審査表』の「事件の概要」欄には、上記公文書破棄事件は、一切記されていない。公文書毀棄罪の可能性も否定できない重大事件であるにもかかわらず、である。
- (4) 県教委総務課（以下、総務課）は、調査の結果、当該部分について当該職員が破棄したのか否か確定できなかった旨述べた。しかし、不思議なことに、右調査において、尾張教育事務所長が非違行為報告書記載に当たり前提にしたと思われる「目撃」職員からの聴取を行っていない。
- (5) 請願者が、尾張教育事務所長に質問したところ、非違行為報告書に事実として記載したものである旨回答した。（2017.11.16付質問及び2017.11.27付「回答」添付 = 3～4頁参照）加えて、12.6、直接、同事務所課長補佐に確認したところ、事実である旨回答した。
- (6) つまり、総務課は、「事実であるか確定できない」として『審査表』に記載することなく（換言すれば、処分対象事実から除外し）、他方、非違行為報告書を作成した尾張教育事務所は、現在も「事実である」としている。  
(上記の結果、当該非違行為報告書の開示請求があった場合、総務課は、「文書破棄部分については、事実であるか確定できていない」旨、請求者に説明すると言い、尾張教育事務所は、「事実」であるから説明など不要、という姿勢である。事実、尾張教育事務所は、12.6、開示の席上、何の説明も行わなかつた。)
- (7) 本件は、単に、県教委内部において、事実関係の認識にズレがあるという問題のみならず、①庁舎内において公文書が破棄されているという重大問題（この点につ

いて、総務課が尾張教育事務所に対し、具体的にいかなる指導を行ったのか大いに疑問)、②「事実」であるとするならば、より重い処分結果になるのではないかという問題、③(総務課の言い分が正しいとすれば) 非違行為報告書に記載する場合の事実確認の方法に関する問題等、看過できない重大な問題を想起させる。

## 2. 請願項目

- (1) 尾張教育事務所職員の処分事実(特に「業務書類破棄」部分)に関し再度精査すること。
- (2) 総務課見解が妥当であるとするならば、非違行為報告書に、あたかも客観的事実のごとく記載した元尾張教育事務所長を処分すること。また同時に、名誉棄損問題でもある。県教委として善処すること。

以上

**尾張教育事務所長宛質問書及び2017.11.27付「回答」**

尾張教育事務所長 様

2017.11.16

井 上 満

( [REDACTED]  
[REDACTED]

**質 問 書**

片山前事務所長名で愛知県教育委員会教育長宛に提出された、貴事務所職員 [REDACTED] に関する平成29年3月6日付非違行為報告書【2 業務妨害（業務書類破棄）（1）発生日時等 平成29年1月16日（月）午前8時48分頃】の記載に関して、以下質問しますので、11月25日までに文書で回答してください。

**記**

1. 記載された「（3）概要」は、間違いなく、「[REDACTED]が、シュレッダー作業により関係書類を破棄した」旨の報告であり、「（5）事後措置」には「当該職員により破棄された書類については……」と、[REDACTED]が破棄したものと断定している。

ところが、県教委総務課は、「当該報告部分については、確認出来なかつた」旨述べた。客観的事実として確認できないことを、あたかも客観的事実であるかのように、しかも「処分」の基礎となる非違行為報告書に、なぜ記載したのか。職員を、陥れようと目論んだのか。

2. 右非違行為報告書が公開請求により開示され、事実として確定されない内容が、あたかも事実のごとく理解され、場合によっては広く伝播されていく危険性があるが、その責任は、誰が、どのように取るのか。

**1 質問1及び2に対する回答**

非違行為報告書の記載にあるとおり、当該職員の机上に旅行命令書を提出した本所職員が、当該職員が何らかの書類を持って当所資料室に入していくところを目撃し、かつ、当該職員がシュレッダー作業を終了し、資料室を退出した直後にシュレッダー内を確認したところ、旅行命令書が破棄されていたとの証言をもって事実であると判断し、当所としては非違行為として報告したものである。

3. [REDACTED]が、業務書類を破棄したか否か確定できないとしたなら、誰が破棄したのか。

右非違行為報告書によれば、

「■がシュレッダー内の破棄書類を確認したところ、■が当該職員の机上に置いた旅行命令書であることが判明した。」（下線=質問者）

とある。[REDACTED]が破棄していない場合、他の職員が破棄したことになる。[REDACTED]の処分とは別に、このこと自体、内部で公文書が毀棄されるという重大事件である。県民

として看過できない。この公文書毀棄について、以下、回答を求める。

①調査経過

②調査結果

③県教委に報告を行ったのか。行ったとすれば、誰が、いつ行ったのか。

④上記①～③について、まったく、何の対応もしていないとすれば、なぜか。

⑤「提出元に対し、破棄されたことは伝えずに再提出を求め」とあるが、なぜ、破棄されたことを伝えなかつたのか。不祥事の隠ぺいではないのか。

## 2 質問3に対する回答

- ・ ①及び②については、上記1の回答のとおりである。
- ・ ③については、シェレッダー破棄の起つたその日に尾張教育事務所総務課課長補佐が愛知県教育委員会総務課人事グループに報告を行つた。
- ・ ⑤については、相手方に不安感を持たせないために伝達しなかつたところである。なお、本所としては、非違行為として愛知県教育委員会に報告しているところから、隠ぺいの意図が無かつたことは明確であると考える。

以上